

議案第 1 2 号

川崎市道路の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市道路の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 4 年 2 月 1 4 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市道路の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例

川崎市道路の構造の技術的基準に関する条例（平成 2 4 年川崎市条例第 8 7 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「停車帯」の次に「、自転車通行帯」を加え、同条第 3 項の表中

「

第 1 種	第 2 級	平地部	1 2, 0 0 0
		山地部	9, 0 0 0
	第 3 級 及び 第 4 級	平地部	1 1, 0 0 0
		山地部	8, 0 0 0

」

を

「

第1種	第2級	平地部	12,000
	第3級 及び 第4級	平地部	11,000
		山地部	8,000

」

に、

「

第3種	第2級	平地部	9,000
		山地部	7,000
	第3級	平地部	8,000
		山地部	6,000
	第4級	山地部	5,000

」

を

「

第3種	第2級	平地部	9,000
	第3級	平地部	8,000
		山地部	6,000
	第4級	山地部	5,000

」

に改め、同条第5項中「の車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第6条第2項中「副道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第8条の次に次の1条を加える。

（自転車通行帯）

第8条の2 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路（自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

第10条第1項中「又は第4種の道路」を「（第4級及び第5級を除く。次項において同じ。）又は第4種（第3級及び第4級を除く。同項において同じ。）の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの」に改め、同条第2項中「道路（」を「道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの（」に改める。

第11条第1項中「自転車道」の次に「又は自転車通行帯」を加える。

第12条第1項中「自転車道」の次に「若しくは自転車通行帯」を加える。

第32条第3号中「車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第33条中「横断歩道橋等」の次に「、自動運行補助施設」を加える。

第41条中「第8条第1項」の次に「、第10条第1項及び第2項」を加える。

第42条中「第8条」の次に「、第8条の2第3項」を加える。

本則に次の1条を加える。

(歩行者利便増進道路)

第45条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。

3 歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第10条第1項に規定する新設特定道路を除く。）は、川崎市移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例（平成24年川崎市条例第88号）に規定する基準に適合する構造とするものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に新設又は改築の工事中の道路については、改正後の条例第8条の2並びに第10条第1項及び第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

参考資料

制 定 要 旨

道路構造令の一部改正に伴い、自転車通行帯の設置要件並びに自転車通行帯及び歩行者利便増進道路の構造の技術的基準を定めること等のため、この条例を制定するものである。